

ダイワプライマリーカードゴールド特約

第1条（名称）

ダイワプライマリーカードゴールド（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社大和（以下「大和」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、Visa カードまたは JCB カード機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

- 1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、大和を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
- 2.家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

- 1.本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より本会員は 5,500 円（うち消費税 500 円）、家族会員は 1 名につき 550 円（うち消費税 50 円）を、毎年当社所定の時期に支払うものとします。
- 2.前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用金額合計が 200 万円以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。）
- 3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条（大和でのカードショッピングの支払金と支払方法）

- 1.会員が本カードを大和（別途、大和が指定する店舗）で翌月 1 回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス 1 回払のいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表 1 のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表 1 と異なる場合があります。

【別表 1】

※大和（別途、大和が指定する店舗）でご利用の場合

【別表 1】

(a)支払回数	1 回	2 回	3 回	6 回	10 回	12 回	15 回	18 回
(b)支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	12	15	18
(c)実質年率(%)	0.00	0.00	11.50	13.00	13.75	14.00	14.00	14.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.00	0.00	1.90	3.81	6.35	7.62	9.52	11.43

(a)支払回数	20 回	24 回	30 回	36 回	ボーナス 1 回
(b)支払期間(ヶ月)	20	24	30	36	2～5
(c)実質年率(%)	14.00	14.25	14.00	14.00	0.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	12.70	15.24	19.05	22.86	0.00

- 2.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表 1 の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(例) 現金価格 100,000 円 10 回払の場合

●支払総額

100,000 円 + 100,000 円 × (6.35 円 / 100 円) = 106,350 円

●月々の分割支払金

106,350 円 ÷ 10 回 = 10,635 円

第 5 条 (ID 決済)

会員と大和との外商取引において、会員が希望する場合には、本カードの提示に変えて ID 番号 (ポイント管理番号)、会員の住所等を大和の外商担当者に伝えることによりカード等の取引を行うことができます。

第 6 条 (適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

高額商品決済サービス特約

第 1 条 (高額商品決済サービス)

高額商品決済サービス (以下「本サービス」といいます。) とは、株式会社大和 (以下「加盟店」といいます。) と株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。) が提携して、当社が発行するダイワプライマリーカードゴールド (以下「カード」といいます。) に限定して付帯する決済サービスのことをいいます。

第 2 条 (本サービスの概要)

本サービスは、当社がダイワプライマリーカードゴールド会員 (以下「会員」といいます。) に対して、カードの利用可能枠を超えた高額商品を加盟店で購入する際に、加盟店から当社に事前に申込みをし、当社が審査し認めた場合に、カードの利用可能枠とは別の利用可能枠を付与することで、一時的にカードの利用可能枠を超えた利用を可能とするサービスのことをいいます。

第 3 条 (本サービス利用の条件)

1. 本サービスは、加盟店にてカードの利用可能枠を超えた高額商品を購入する場合に限定して利用できるサービスであり、加盟店以外の店舗での利用はできないものとします。
2. 本サービスの利用は、翌月 1 回払の利用のみを対象とします。回数指定分割払 (ボーナス払を含む)、リボルビング払、キャッシング等の利用は対象外とします。
3. 本サービスを利用し、翌月 1 回払で決済後に、分割変更サービス及びリボ変更サービスの利用はできないことを会員はあらかじめ承諾するものとします。
4. 本サービスの利用は、商品の仕入れや営業目的の立替利用は対象外とします。

第 4 条 (適用)

1. 本特約は、2024 年 3 月 1 日に遡って効力を生じるものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。